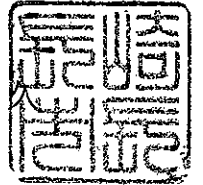


長崎市告示第 327 号

下記の所在地について、指定区域の指定を行いますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 2 項の規定に基づき次のとおり公示します。

平成 21 年 5 月 14 日

長崎市長 田上 富



廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域

長崎市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定区域を指定する。

1. 指定区域の内容

整理番号	整-H21-1
指定年月日	平成21年 5月 14日
指定番号	産-1号
指定区域の所在地	(有限会社大裕工業安定型最終処分場) 長崎市畝刈町 1492 番 1、1492 番 11、1492 番 12、 1493 番 1、1493 番 4、1493 番 5、1501 番、1502 番、1503 番、1504 番、1505 番、1506 番、1507 番 1 の一部 (別添平面図のとおり)
埋立地の区分	廃止の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終 処分場に係る廃棄物埋立地

※指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を長崎市に届けなければなりません。

2. 指定区域台帳の閲覧

指定区域の詳細については、「指定区域台帳」で確認してください。

【指定区域の閲覧場所及び時間】

長崎市環境部廃棄物対策課 (長崎市役所庁舎別館 4 階)

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

(ただし、土、日曜日、祝日は除く。)